61					407,200
62					407,500
63					407,800
64					408,100
65					408,300
66					408,600
67					408,900
68					409,100
69					409,300
70					409,600
71					409,900
72					410,100
73					410,300
74					410,600
75					410,900
76					411,100
77					411,300
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	円 325,500	円 427,000	円 481,800	円 617,400

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一　指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額
1	円 708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第九条の二第四項中「及び第四項」を削り、「並びに第八条」を「及び第八条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十二条第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の下に「に限る。）」を加える。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十二条の三　住居その他これに準ずるものとして人事院規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事院規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2　在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3　前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十六条第三項中「及び第四項」を削り、「並びに第八条」を「及び第八条第一項」に改め、「週休日」の下に「又は勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十七条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第十九条の三第一項中「及び第四項」を削り、「並びに第八条」を「及び第八条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「若しくは勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十九条の四第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。